

156シャーを起因物とする死傷災害100事例（-2017年）

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	小業種	労働者規模
1	2017	12	11~12	工場内にてシャーリング（鋼板裁断機）の作業をしていたところ、加工中の鋼板に手を添えていたため、裁断の際に鋼板がバウンドして鋼板とシャーリングの盤上に左手親指を挟み、先端を負傷した。	37	7	11209	30~49
2	2017	11	15~16	当社工作作業場において、鉄板を製品化するための作業中、右手の手袋がシャーリングマシンに引っ掛かり、右手薬指を負傷する。	62	8	11209	1~9
3	2017	11	10~11	シャーリングで鉄板の切断加工中、誤って左手を刃物に近づけてしまい左手中指を刃物にて負傷した。	69	7	11301	1~9
4	2017	11	9~10	鉄板を切断する機械で左小指を挟み切断してしまった。鉄板を切断する機械は足踏み操作で、鉄板を固定して切断する。鉄板を固定する時に間違っ小指を挟んだまま切断してしまった。	21	7	11209	1~9
5	2017	9	8~9	工場内に於いて、シャーリングで切断作業をしている時、機械を止めたつもりが、止まっていないのに不注意で手を入れてしまった。	36	7	150102	1~9
6	2017	9	16~17	当社工場内で、シャーにて鉄板の切断するため切断寸法を合わせる作業中、誤ってフットスイッチを踏み鉄板ずれ止め部分で挟まれた。（左手第2、第3指）骨折対策としてフットスイッチをシャー台の上に上げ誤って踏まないようにした。	64	7	30201	1~9
				工場内において、シャーリングでステンレス板を10cm毎に				

7	2017	9	8~9	切断作業中に、残り短くなった板を切断する為に、安全カバーの内側にある板おさえに指を入れてしまい、右手中指先端を挟んでしまった。	48	8	11301	50~ 99
8	2017	9	8~9	第一工場（A-8）で、ステンレス板（縦1160mm×横58mm×厚1.5mm）を縦10cm毎に切断作業中に、残り短くなった板を切断する為に、内側にある板を抑える部品の認識もなく安全カバーと板の隙間が7mm程度あったため、板を抑えるために手を入れた。板を抑える部品と板に右手中指先端が挟まれた。	48	7	170101	300~ 499
9	2017	8	14~ 15	工場内にて、4mシャーリングで加工中、板押さえパッドが取れたので、機械を停止し取り付けたあと、寸動動作にて2~3回機械を動かし、取り付け確認を全員で見いていたときに、被災者が誤って右から1番目の板押さえに左手を差し出したため、板押さえにより左手中指が機械に挟まり受傷した。なお、そのときに軍手は着用していた。	24	7	11009	50~ 99
10	2017	8	15~ 16	当社工場内において、廃品の渦巻き状態のケーブル（太さ20mm）を1.5m程の長さにカットする作業中の災害である。被災者が小型シャーリングで数本まとめてカットしようとしたところ、グローブをしていた右手が滑り、誤って右手小指の爪の部分から先を切断した。	73	8	150103	1~9
11	2017	8	18~ 19	工場内の、フォーミング2号機にて鋼板を送り出す作業中に、作業スピードを上げるため鋼板を奥から引っ張り出して送り出しをしようとし、切断刃のある機器の奥まで手を入れて指を負傷した。勤務初日であり、担当した機械への知識および危険意識が不十分であり、切断刃は手を入れた場所には無い（もう少し先にあり安全）と勘違いしたまま行動した。	42	3	170101	50~ 99
12	2017	7	10~11	社内でシャーリング加工中、人差し指を挟み負傷した。	65	7	11009	10~ 29

13	2017	7	9~10	本社工場内にあるシャーリング切断機を修理中、持っていたシリンダーが油で滑り、機械の凹凸部分で右手親指を切傷した。	24	8	11009	10~ 29
14	2017	7	14~15	倉庫内で非鉄と鉄を分別する作業中に、ダブリングで非鉄が回転したため、押さえた時に挟まれて負傷した。	67	7	150102	1~9
15	2017	6	16~ 17	自社工場内において、切断機にて鉄筋の切断作業中、材料詰まりがあったため手を入れて除去しようとした際、誤ってスイッチを入れてしまい、刃が落ちてくるところに左手小指を挟み負傷した。	52	7	11209	10~ 29
16	2017	5	3~4	ステンレス鋼板（厚2.0mm×幅1030mm）をスリットする為、ライン通板作業を行おうとしていた。取合せ作業の為、鋼板を前作業終了後、シャーでカットしてあった。被災者Aは、刃物前まで鋼板を送り込んでおこうとペンダントスイッチを操作し鋼板を進めた。入側シャーの出側100mmの所にある、支えロール（Φ100）下に鋼板先端が潜り込み操作を止めた。被災者は、鋼板先端下部にダンボールを当てれば、支えロール下に鋼板先端が入らないと考え、左手でダンボールを持ち、右手でペンダントスイッチを操作し、鋼板を進めようとしたが、ペンダントスイッチを操作した瞬間に鋼板先端が支えロール下部から外れ跳ね上がり、ダンボールを持っていた左手の平側薬指付け根に鋼板先端角が接触し切創した。原因は、鋼板先端が下反りで支えロール下に潜り込んだ際に支えロール前テーブルの片側（WS）のネジが外れ脱落していたためと考えられる。通板作業時は鋼板先端をリールまで戻し、上反りにしてから通板する手順が守られていなかった。	22	6	11209	50~ 99
				配送する商品を積み込むため、トラックでメーカーに赴き、倉庫担当者と断裁機（重量約500kg）をハンドリフトを使って積み込む際、二人でトラックのパワーゲートに載せたあ				10~

17	2017	3	17~18	と、自分は商品を支え、倉庫担当者に地上でリモコンを操作してもらいゲートを上げたところ、その振動でバランスを崩し、断裁機ごと約40センチの高さから落下し、左足首が下敷となり受傷した。	37	4	40301	29
18	2017	3	9~10	倉庫新築に使用する鉄板をシャーリングで切断作業中、材料を押さえるための油圧部分に誤って手を突っ込んだまま、足踏み式の起動スイッチを自分で踏んで起動させてしまい、右手中指を損傷した（皮手袋着用）。	38	7	30201	10~ 29
19	2017	2	14~15	1F工場で、板を切っている際、ペダルを2回踏んでいることを忘れシャーリングの裏に回り、切った。板を取ろうとした際、シャーリングの刃で左手親指の先端を切り落としてしまった。	32	8	11209	1~9
20	2017	1	10~ 11	工場内の油圧シャーで3.2tの鉄板を巾3.0mm、長さ1mに切断中、安全カバーのくぼみへ手を入れて作動した時、安全カバーの下の隙間から切断刃の方へ左手指が入り込み、シャーの刃で左人差し指・中指・薬指の先（第一関節と指先の中間あたり）を切断する。安全手袋をしていた為、手が安全カバーの下に入り込んでいることに気付かず、機械を作動してしまった。	30	7	11301	1~9
21	2016	12	10~ 11	被覆電線選別の作業場において、銅線を切断する作業中、足元にあった物に躓いてバランスを崩したので、慌ててそばにあった物をつかもうとした時、左手の小指を機械に挟まれて負傷した。	59	8	11209	10~ 29
22	2016	12	8~9	シャーリング機械にて鉄板切断作業中、切断母材を支えていた左手を引くタイミングが遅れた為、切断母材の先端が、機械の刃に当たった反動で、土部の鉄板受けと鉄板に左手小指を挟まれ負傷した。	49	7	11209	10~ 29
			13~	断裁機で印刷物の断裁を行っていた際、誤って自分の手を置				30~

23	2016	12	14	いたまま紙押さえを作動させるペダルを踏み負傷。	50	7	10701	49
24	2016	12	16～ 17	工場、帳票課の断裁機にて紙断裁を行う為、コツで紙揃えを行った後、コツと手を引かずにクランプを降ろし、コツとクランプとの間に右手母指を挟んでしまった。	54	7	10701	100～ 299
25	2016	12	9～ 10	工場内で、シャーリングでステンレス板の切断作業をしている時に、板押さえの前のガード下のすき間に左手指先が入っている状態でフットスイッチを踏んでしまい、薬指の先端を板押さえで負傷した。	45	7	11209	10～ 29
26	2016	10	15～ 16	アリゲーターシャーに材料を投入し切断作業をしたところ、長い材料が含まれていた為、機械を停止しないままの状態をかぎ棒を使わず右手で押し込もうとした。機械の押さえが降りてきて右手3本をはさまれた。	54	7	11009	10～ 29
27	2016	9	13～ 14	作業場内にある油圧シャーリングマシンで鋼板を再切断しようとした所、母材が短かった為、安全バーから先に左手人差し指で押し込み、誤ってフットスイッチを踏み込んで油圧板押さえに挟まれて負傷した。	43	7	30201	1～9
28	2016	9	8～9	鉄筋切断機にて鉄筋材料を切断する時に、材料のセットが終わりスイッチを押して材料の切断が終わったと思い、手を入れてしまい、右手人差し指を負傷した。	25	8	30309	10～ 29
29	2016	8	18～ 19	工場内の切断機にて、ゴム材料を切断作業中、切れた材料が切断機の刃の下にたまったものを引き出す時に、いつもなら刃のそばに手を出さない注意を、誤って、刃のそばに手が伸びてしまい、左手人差し指を負傷した。	40	8	11709	1～9
30	2016	7	10～ 11	工場内4尺シャーにおいて、製品をシャーリング加工していた。作業時に安全カバーの高さ調整を怠った為、製品加工時に左手小指が安全カバーをくぐって板押さえの下に位置している事に気付かず、自身が板押さえを下ろした際に挟まれ負	48	7	11001	10～ 29

39	2016	4	14～ 15	工場内の材料のゴムを切断する機械で作業中、誤って無意識のうちに切断品の脇に左手を置き、そのまま右手で作業ボタンを押してしまい、左手指を負傷した。	57	8	10806	1～9
40	2016	3	10～ 11	工場内において、片段シート断裁作業中、刃物に付着した油汚れを拭取る為スイッチを切って汚れを拭取っていたところ、誤って体の一部のどこかがスタートボタンに触れ機械が作動し右手中指、薬指の先端を負傷した。	44	8	10602	10～ 29
41	2016	3	12～ 13	ハニカムボードのカット設備で製品詰まりが発生し、慌てて安全柵とカット台の下にある隙間からくぐり入り、詰まった製品を取り除こうと手を置いたところ、刃物チャックがさがり、腕を挟まれた状態で、刃物が動き腕を被災した。	48	7	80209	10～ 29
42	2016	2	16～ 17	シャーリング機械の前でSVS板を1人で切断しているときに、シャーリングの安全カバーが調整不足であったことと、初めての作業であり、指導者の説明が本人に充分伝わっていかず不確かな状態の中で、シャーリングの板押さえ装置に手の指を挟まれた。	38	7	11301	30～ 49
43	2016	2	9～ 10	シャーリングを使用してステンレスを細かく切断する作業をしていた際、切断していたステンレスが下がったため、左手の親指が品物と台にはさまれ、ケガをした。	25	7	80209	10～ 29
44	2016	2	13～ 14	シャーリングで切断したステンレス板を取り出そうとして誤ってスイッチを踏んでしまったためシャーリングが作動。右手、人差し指の第一関節上部を負傷した。	58	8	11301	1～9
45	2016	1	10～ 11	裁断機で製本中、背表紙を1mm～2mmに切断するのに、背表紙に型がついてテーブルに置いたときに少し浮き上がっていたので、浮き上がりを左手で押さえて、裁断機のフットペダルを押した。その際、左手中指と薬指が押さえグシとテーブルに挟まれて被災した。	46	7	10701	30～ 49
				焼台を作る為、製品を切断機にセットして切断しようとした				

46	2015	12	16～ 17	ところ、機械を作動させた後、持つてはいけない場所を握った為、上部フレームと下部ベースフレームの間に指を挟まれた。	50	7	10903	50～ 99
47	2015	12	17～ 18	工場内において、ポンチングにて丸棒の裁断作業をしていた際、押さえていた右手親指先端が機械にあたり受傷した。	67	7	11209	1～9
48	2015	12	9～ 10	作業場において、ダンボールシートを裁断するため、シート罫線機をセット中、タイミング悪く左親指を罫線機に挟まれ、左親指を負傷した。	68	7	80209	1～9
49	2015	12	11～ 12	工場内のシャーリングの機械で鉄板プレートをカットする作業中、鉄板を挿入側から入れるところ、誤って排出側より挿入し、排出側に手を添えてしまい、鉄板と機械の間に右手親指を挟み負傷した。	71	7	11301	1～9
50	2015	11	14～ 15	工場内において印刷用紙を断裁機で断裁中、用紙押さえで紙を固定する際に、用紙がずれそうになったため、左手でずれをおさえようとした時に、本来用紙押さえを停止して作業すべきところ、停止させなかったことで用紙押さえが下降し、左手の人差し指・中指を挟んだ。	37	7	10701	30～ 49
51	2015	10	13～ 14	機械加工室作業場において、足踏みシャーリングを操作し、アルミ板を切断作業中に、切断するアルミ板のサイズ及び幅が小さかったため安全カバーを外してあったことと、素手で押えるため材料の少なかったことで刃先と手との距離が近づきすぎたことにより、左手小指先端部を負傷した。	24	8	170101	100～ 299
52	2015	9	12～ 13	製本工場にて、印刷物の断裁加工時クランプ（用紙のおさえ）を降ろした際に、右手の親指をはさんでしまった。	34	7	10702	30～ 49
53	2015	8	9～ 10	工場内において所属長指導の下、機械を使用してラス網切断作業を行っていた。その際、誤ってラス網を固定する部品に右手を挟んでしまい、あわてて手を抜いたところ、右中指を	24	7	11209	10～ 29

				負傷した。				
54	2015	7	17~ 18	作業終了時に、担当する断裁機の清掃作業において、清掃のために同機の操作停止ボタンを押下し、機械の後方に回り、残留しているコットンパフを取り除こうと右手をもっていったところ、機械操作停止後にもかかわらず惰性で動いていたVベルトに右手中指と薬指を挟まれ、負傷した。	57	7	10309	100~ 299
55	2015	6	9~ 10	シャーリングマシンで鉄板屑を切断中、皮手に鉄くずの先が引っ掛かり刃物の手前にある抑制棒に挟まり左手親指を切傷。	22	7	80109	10~ 29
56	2015	6	10~ 11	切断機にて板を切断していたところ、材料のゆがみを調整するタイミングとペダルをふむタイミングがずれて板押えに指をはさんだ。	34	7	11209	1~9
57	2015	6	13~ 14	シャーリングの機械で、950mm×130mmの当板剪断作業時に、左足でフットスイッチを踏んだところ、左手中指が、板押さえ奥まで入っていたため、左手中指を被災した。	27	7	11001	50~ 99
58	2015	6	10~ 11	製袋品の結束及び梱包作業者としての作業中、作動中の製袋機が排出してくる製品に手を添えて取り出す際、誤って断裁する刃に、手が接触した為に、左手人差し指を負傷した。	41	8	10701	30~ 49
59	2015	6	9~ 10	裁断機にダンボールを送る際、誤って裁断機の刃に手が接触し負傷した。	21	8	10602	1~9
60	2015	6	8~9	工場内で材料をシャーリング機械で曲げ加工時、下受刃が割れバーンと音がして下受刃破が右手腕に飛び切傷した。	47	4	11301	1~9
61	2015	6	11~ 12	印刷物を断裁機で断裁しているときに、印刷物を手で押さえ替えていて、トンボと印刷物の間に左手親指を挟まれた。	61	7	10701	30~ 49
62	2015	4	14~ 15	工場内で鉄のジョイント付の銅パイプをアリゲーターシャーを使用して分別作業中、間違っ逆方向から挿入した為、ジョイントが跳ね上がり、シャー側面とジョイントに指を挟	70	7	150102	30~ 49

				まれて負傷した。				
63	2015	4	14～ 15	鉄フラットバーをシャーリングで切断し最後の短いフラットバーを抑えている時、誤ってシャーリングのペダルを踏んでしまい、シャーリングとフラットバーの間に左手小指が挟まれた。	20	7	11502	30～ 49
64	2015	3	11～ 12	断裁機で断裁作業中に用紙束を揃えようと右手を断裁テーブルに入れた際、前のめりになりクランプ（印刷用の紙押さえ）を降下させるペダルに掛けていた足でペダルを踏んでしまい、クランプが降下して親指先を2トンの圧力で挟まれた。	24	7	10709	30～ 49
65	2015	3	9～ 10	工場にて2mm厚の鉄板をシャーリングで切断中、鉄板が動いた為手を入れて位置を修正しようとしたところシャーリングの歯を止める治具の部分に指先を挟まれて被災した。	31	8	11209	30～ 49
66	2015	3	11～ 12	工場内で作業中、積層板をカッターで切っていた際、誤って左手中指を入れてしまった。	32	8	11409	10～ 29
67	2015	2	14～ 15	作業場にて、機械の点検をして作動を確認した時に誤って右手の指を機械の作動部に巻き込まれてしまった。	41	7	80109	10～ 29
68	2015	1	8～9	工場内にてシャーリング機で鉄屑の切断中に手に持っていた鉄屑と機械の受台に右手中指がはさまれて負傷した。	38	7	11009	10～ 29
69	2015	1	10～ 11	作業中ラベル裁断中不注意により左手親指が紙切断機の押にはさまり負傷した。	74	7	10701	—
70	2015	1	15～ 16	工場内で製品在庫製作に伴う鉄板の加工（切断）作業中で、切断機械の刃の間に指を差し込んだ状態で切断動作をしてしまい、指を負傷した。	40	8	30309	—
			14～	シャーリングマシン（25×2000mm）のテーブル上で端材の寸法切断中、270×720、16tの鋼板を切断する時に切断品の下方にかえりがあり、それに手袋がひっかか				

71	2014	12	15	り、被災者はすぐにはずれると思い、はずそうとしたと同時にマシンのスイッチを左手で入れたが、はずれずにマシンとテーブルと鋼板の間に右手親指を挟み、指を欠損する受傷をした。	36	7	11209	1～9
72	2014	12	11～ 12	工場内で鋼板切断作業中、誤って指を刃先に出し、ペダルを踏んでしまったため、両手指8本を切断した。	27	8	11209	10～ 29
73	2014	12	16～ 17	工場内にてシャーリング機で鉄板の切断作業中、切断後、次の鉄板を前へ送る際、鉄板の後方を押え前へ押し出さず、誤って右手で鉄板の右側を持って前へ送り出した為、鉄板と機械のテーブルの間に右手薬指爪を挟み裂傷した。	51	8	11301	1～9
74	2014	12	16～ 17	印刷工場内で裁断作業中、裁断機の押さえの刃で紙を押える際、右手親指が刃の下に残っており、親指爪を切断した。	71	7	10701	10～ 29
75	2014	12	13～ 14	工場内で鋼板切断機で材料を切断中、バックゲージに突き当たる際、材料の先端部がゲージに当たらず奥側に落ちそうになったので、手前に引き戻そうと切断刃の下に手を入れたところ、誤って足がフットペダルに触れ、右示指、右中指、左中指を切断した。	21	8	11009	10～ 29
76	2014	12	14～ 15	工場内においてシャーリング機で可たん材切断作業中に、シャーリング機に左手中指を挟み切断（皮手着用）。	40	7	150103	10～ 29
77	2014	10	18～ 19	紙の封筒を製造する工程で、紙を寸法通りに合わせて紙を切る仕事をしていた。紙を切る時油圧式によって紙を自動的に押さえ、それから両手を紙から離し機械の端にある2か所のボタンを同時に押さえることによって紙が裁断できるのだが、事故の原因は紙を切る前にどの位置で切れるかを確認する時油圧板で紙を押さえるため紙を揃え押し込む定木に指先2本をはさまれた。	46	7	10609	10～ 29
78	2014	10	19～	工場内でグレーチングをシャーリングマシンにて切断中、グレーチングを機械にセットする時に固定用金具で誤って右手	21	7	80109	100～

			20	第4指を挟んで負傷した。				299
79	2014	10	16～ 17	工場内シャーリング機にて鉄板の切断作業中に誤って指を切断して負傷した。	45	8	11209	10～ 29
80	2014	10	9～ 10	工場内の鉄切断機で鉄屑（横約60cm×縦約5cm×厚さ1.5cm）を切断作業中、シャーリング（鉄切断機）の刃と鉄屑の間に指を挟んだ。	42	7	11009	1～9
81	2014	9	10～ 11	紙の裁断作業中、紙が動かない様にする押えの部分が下りてきた際、手を抜くのが遅れ、挟んでしまい左手指を負傷した。	76	7	10602	1～9
82	2014	9	17～ 18	切断機シート押えステンレスバーの交換処理を行う為、切断刃の位置を確認していた。作業終了間際に、シート押えステンレスバーに問題が無いか、手で触りながら確認していたところ、切断刃が降下し、右手、人差し指、中指の第2関節と第3関節の間から切断した。	40	8	10805	30～ 49
83	2014	9	14～ 15	板を切断するシャーリングで板を切っていたところ、板を押さえる金具に左手と人差し指の先をはさまれ切断した。	34	7	11209	10～ 29
84	2014	8	11～ 12	工場内で側溝蓋の鉄板加工作業中にシャーリングで左手人差し指の先端1cm程度を誤って切断した。	24	8	11209	10000 ～
85	2014	8	13～ 14	切断機にて切断加工を行っている際、切断後の端材を取るために切断刃付近に手を入れた時に上部切断刃が降りてきて、上下の刃の間に左手中指が挟まり、第一関節上を切断するに至ったもの。	19	7	11209	10～ 29
86	2014	7	10～ 11	アルミ板を切断中、アルミ板がローラーの端に引っ掛かり、左手で板を持ち上げ測りだしボタンを押すつもりが、誤って切断ボタンを押してしまい、左手の指を切断してしまう。	33	8	11101	30～ 49
			15～	工場内で、シャーリング（鉄板を切断する機械）で鉄板を切断する作業中、右手で鉄板の切断部を下刃に合わせていたと				

87	2014	7	16	ころ、誤ってペダルを踏んでしまい上刃が降りてきた為、右手中指の先を裂傷した。	20	8	11209	1～9
88	2014	7	15～ 16	加工場で紙裁断機に印刷物をのせ、両手で押さえて印刷物の空気を抜いて、手を離してから押さえレバーの足ペダルを踏むつもりが、離していないうちにペダルを踏みこみ、左手親指の上に押さえレバーが降りてきてしまい骨折した。	18	7	10701	50～ 99
89	2014	6	9～ 10	スチールサッシ工場で鉄板の切断作業において、シャーリングマシンで鉄板を切断機に挿入していた際、指の挟み込み防止ガードの隙間に指が滑り込み、鉄板押さえと機械本体の間に、右手中指の先端を挟み骨折した。	30	7	11209	30～ 49
90	2014	6	14～ 15	シャーリング機で鋼材(厚さ12ミリ×62ミリ×82ミリ)を切っていたところ、左手親指を板を押さえる箇所であつた。	36	7	11209	10～ 29
91	2014	6	16～ 17	第2シートラインにて裁断計量作業中、裁断機に裁断された残材を完全停止と非常停止状態を確認しないまま、粘着のある製品ではあつたが残材を取る作業を、作業棒を使用しないで手を入れて取る作業をした為、下りてきた刃で左手中指先端を切断してしまつた。	48	8	10806	1～9
92	2014	6	13～ 14	シャーリングで配合材(L字型)の切断作業中、配合材を横にセットするところ、縦にセットして切断しようとした為、切断の際に配合材が横に倒れてL字の部分が跳ね上がり、その弾みで配合材に右手中指をぶつけて骨折した。	54	4	11009	10～ 29
93	2014	6	9～ 10	事業所内にてシャーリングを使用して鉄板の加工作業中、足元のペダルを誤って踏んでしまい、鉄板と機械の間に右手の人差し指が挟まれ負傷した。	43	7	11209	1～9
94	2014	5	9～ 10	電源切らずにシャーリングの安全カバーを外して掃除をしていた際、前かがみになった拍子にフットペダルを踏んでしまい、機械が作動、シリンダーで左手人差し指の先を負傷した。	43	7	11209	10～ 29

95	2014	5	13～ 14	シャーリングで鉄板を切断作業中、鉄板を押さえていたカ バーの下がよく見えず、手を奥まで入れてしまい、左手中指 を負傷した。	26	7	11209	1～9
96	2014	5	15～ 16	印刷物の断裁機械の操作中、右手でコツを使用し紙を押さえ ていたところ、目測を誤ってクランプを下ろし、クランプと コツの間に右手人差指と小指を挟み、負傷した。	35	7	170101	100～ 299
97	2014	5	13～ 14	紙用裁断機で製本作業中、紙を揃え終えて手を引っ込めた 時、右手の小指先が機械に接触、爪部先を負傷した。	58	7	10701	1～9
98	2014	4	11～ 12	木の伐採で、木を支えていて、ふらつき、チェーンソーの刃 に接触し下腿を切傷した。	27	8	30309	30～ 49
99	2014	4	9～ 10	インター部で、裁断機で大きい紙を小さくカットする作業 で、紙を固定する鉄の押さえを下ろす足元のペダルを踏んだ ことに気付かず、鉄の押さえで左手薬指、小指を押しつぶし 創傷した。	34	7	10409	10～ 29
100	2014	4	0～1	鋼工場内において、コールドシャーの前面に設置されたリフ ター装置の作動不良が発生し、被災者Aは地下へ状況確認に 入り破損センサーを発見。再び保全員と共に地下に入り、セ ンサーの位置を知らせようと、壁際（ストライカー作動範囲 内）に入った。その時通常運転を行ったコールドシャー運転 手がリフターを手動で、下降させた為ストラカーが500m後 退し、ストライカー架台とセンサー架台との間で挟まれ負傷 した。	61	7	11001	500～ 999

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例（-2017年）](#)に戻る。